

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成31年3月5日（火）

保護課自立推進・指導監査室

目 次

重点事項

第1 平成31年度における生活保護法施行事務監査について	1
1 管内実施機関に対する監査の実施に当たって	1
2 監査の実施に際しての基本的な考え方	4
3 平成31年度監査の重点事項について	5
4 生活保護法施行事務監査事項について	9
5 事件・事故に係る報告の徹底について	13
第2 保護施設に対する指導監査について	20
1 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施について	20
2 保護施設の運営に係る適正実施の確保について	20
3 事件・事故に係る報告の徹底について	23
第3 平成31年度生活保護指導監査委託費等について	24
1 生活保護指導監査委託費について	24
2 都道府県等による生活保護業務支援事業について	24
3 体制整備強化事業の国庫補助協議について	25

連絡事項

1 国が実施する監査計画について	26
2 監査対象実施機関の選定について	26
3 平成31年度監査の実施に当たってのヒアリングについて	26
4 生活保護指導職員会議について	27
5 査察指導機能の充実強化を目的とした研修会等の開催について	27

重 点 事 項

第 1 平成 31 年度における生活保護法施行事務監査について

1 管内実施機関に対する監査の実施に当たって

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）の実施に当たっては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況を検査し、その適否のみを調査する等の監査ではなく、管内実施機関において更に生活保護法（以下「法」という。）施行事務がより適正かつ効率的に運営されるよう積極的に援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

しかし、一部の都道府県・政令指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、本年度、国が監査を実施した実施機関において明らかになった課題について、過年度の本庁監査等において適切な指導が行われていないため、不適切な状況が継続している状況や、監査において、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘するに止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況等、その課題や問題点が生じている要因にかかる検証を十分に行い、具体的な改善方策を示すといった実効性ある指導が不十分である状況が認められている。

これらのことは、本庁に対し従前から改善を求めてきたものであり、多くの本庁においては改善に向けた取組がなされ、効果的な指導が行われている状況も認められているところであるが、管内実施機関において生活保護業務が適正に運営されるためには、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、個々の実施機関の課題の解消に向けた効果的な指導を継続して行うことが重要であるので、計画的かつ着実に法施行事務の改善が図られるよう、管内実施機関に対する指導をお願いする。

（1）管内実施機関に対する指導の徹底について

監査に当たっては、管内実施機関の問題点の把握、それを踏まえた的確な監査の実施、当該実施機関における是正改善状況の確認に基づく更なる指導といった一連の事務が確実に実施される必要がある。

そのためには、実施機関毎に、国及び本庁の監査において明らかになった課題や問題点の内容及び是正改善状況に加え、保護動向や保護に関する地域情報、当該実施機

関に対する本庁の所見や評価、次回監査における留意点や確認事項等、継続した指導に必要となる事項を盛り込んだ「福祉事務所指導台帳」を作成し、活用することが重要である。

また、管内実施機関が抱える課題を整理し、当該課題の是正改善に向けた実効性のある指導を行うために、本庁としての監査の重点事項を設定し、その上で、各実施機関の規模や課題等に応じた日数・班編制による効果的な監査を実施するための監査実施計画を策定し、当該計画に基づき的確な指導監査を実施する必要がある。

ついては、監査の実施に当たっては、次のとおり組織的かつ継続的に実施するようお願いする。

- ① 監査実施前、生活保護主管課長の参画の下、事前検討を実施し、「福祉事務所指導台帳」等を活用して組織として監査対象実施機関における課題や問題点を具体的に把握する。
- ② 組織運営ヒアリング、事項別検討及びケース検討においては、関係資料等の確認を的確に実施し、適否を調査するだけでなく、当該実施機関が抱える課題や問題点とその要因を明らかにする。
- ③ 監査終了後、生活保護主管課長の参画の下、事後検討を実施し、監査結果を取りまとめた事後検討資料を組織として総合的に検討・分析した上で、具体的改善方策を整理・検討し、速やかに監査結果通知を発出する。
- ④ 実施機関から提出された是正改善報告については、問題解決に向けた具体的な取組を内容とする改善計画及び改善結果を提出させ、内容が不十分又は不適切であると認められる場合にあっては、再提出や追加報告を求めるなど、管内実施機関において実効性のある是正改善が講じられるよう指導する。

なお、監査をはじめ管内実施機関に対する指導に当たっては、本庁の生活保護主管課長のリーダーシップが不可欠であり、特に、問題を有する実施機関や大規模実施機関等に対しては、主管課長自らが実地に指導監査に参画することにより、当該実施機関における生活保護実施状況の実態を把握するとともに、実施機関の幹部職員に対し

て必要な指導を直接的に行うことが重要である。

さらに、管内実施機関に対して適切な指導を実施するため、本庁の指導監査及び研修等に係る実施体制の整備が必要かつ重要であるので、本庁の生活保護主管課長においては、このような点についても配意をお願いします。

(2) 実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定について

生活保護業務の効果的かつ効率的な運営を行うためには、

- ① 前年度の実施方針及び事業計画の取組結果についての評価及び分析
- ② 前年度の監査指摘事項等を踏まえた実施機関が抱える問題点の分析や要因の把握
- ③ 生活保護業務全般にわたる恒常的業務の網羅的列記ではなく、早急に改善が必要な事項への重点化
- ④ 事業計画について、「誰が、何を、いつまでに行う」といった職階毎の役割分担、改善のための具体的な取組内容及び実施時期の明確化

等を盛り込んだ実施方針及び事業計画（以下「実施方針等」という。）を策定する必要がある。

監査において明らかになった課題や問題点など、実施機関における生活保護事務運営上の課題を的確に改善していくためには組織的な対応が必要であり、各実施機関において実施方針等を策定し、それに基づき組織的運営管理がなされるよう、実施方針等の内容を年度当初のヒアリング等の際に審査し、改善が必要な場合には具体的に修正を指示し再提出させるなど、管内実施機関において実効性のある実施方針等が策定されるよう指導をお願いします。

2 監査の実施に際しての基本的な考え方

本年度、全ての都道府県・政令指定都市に対し監査を実施したところであるが、法施行事務の適正な運営に向けた取組が着実になされている一方で、適切な援助方針の策定や的確な訪問調査活動の実施をはじめとして、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に多くの課題が認められている。

本年度においても、職員による生活保護費の領得や事務懈怠等の不祥事案が発生しているが、組織的な事務処理等の手順や仕組み、職階毎の役割等が不明確であるなど、組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないといった、経理事務の事務処理に課題がある実施機関が認められているところである。

また、生活保護費の支給事務における窓口払いの縮減については、本庁による指導が徹底されたことにより、多くの実施機関において縮減傾向にあるが、一部の実施機関においては縮減が不十分である状況や、窓口払いとする理由に妥当性がない状況も依然として認められる。

不正受給対策については、各実施機関における課税調査による稼働収入の把握や年金調査による年金収入の把握など保護の決定実施に係る業務の適正な取組に加え、平成 25 年の法改正（平成 26 年 7 月 1 日施行）において、福祉事務所の調査権限の拡大や徴収金の徴収にかかる保護費との調整などの強化を行ったことにより、着実な取組が図られてきているところであるが、一部の実施機関において、これらの取組が不十分である状況が認められている。

こうした状況を踏まえ、平成 31 年度の監査における重点事項及び監査事項は以下のとおりとする予定であるので、本庁が実施する監査により、適正な法施行事務の運営が図られるよう管内実施機関に対する指導をお願いする。

3 平成 31 年度監査の重点事項について

(1) 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動について

監査の結果、一部の実施機関において、援助方針が世帯の実態に即していない事例や個々の世帯員の課題に応じた具体的な援助方針が策定されていない事例等、適切な援助方針の策定に関して多くの課題が認められた。

また、適切な援助方針の策定と密接に関係する訪問調査活動においても、年間訪問計画に沿った訪問調査活動が実施されていない事例や長期間にわたって家庭内面接が行われていない事例等、訪問調査活動の実施についても多くの課題が認められている。

これらについては、例年、国の重点事項として掲げ、国の監査においても重点的な指導を行ってきたところであり、本年度に国が実施した監査のケース検討において課題として指摘を行った割合は減少傾向にあるものの依然として多くのケースで課題が認められていることから、引き続き重点的な指導が必要である。

援助方針は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 12 の 4 に基づき、訪問調査等によって把握した世帯員の生活状況を踏まえ、世帯主だけではなく、特に子の養育環境や進路の問題など個々の世帯員の自立に向けた課題や、世帯全体の課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定するとともに、少なくとも年に 1 回以上の見直しを行うよう指導をお願いします。

また、訪問調査活動は、被保護者の生活状況等を実地に把握するとともに、援助方針に基づき指導援助を行うといった、現業事務の基本であることから、被保護者の生活状況等に応じた年間訪問計画を適切に策定し、訪問計画に沿って着実に実施するよう、管内実施機関に対する指導をお願いします。

さらに、ケース検討において「援助方針の策定」と「訪問調査活動の実施」の双方について指摘している事例も多いが、援助方針に基づく具体的な指導援助を行うことが、訪問調査活動の極めて重要な目的であるとの認識に立つ必要がある。

引き続き、管内実施機関における適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施を確保するため、局長通知の趣旨に基づき、援助方針と訪問調査活動の一体不可分の関係性を十分に理解の上、個々の被保護世帯に対する実効性のある指導援助が行われるよう、管内実施機関に対する指導の徹底をお願いする。

(2) 組織的運営管理の徹底による適正な保護の決定実施について

ア 適正な保護の決定実施について

監査の結果、一部の実施機関において、扶助費の算定誤り、収入認定遅延等、実施機関の瑕疵と想定される事由により、法第 63 条を適用している事例が認められている。

こうした事例の発生を未然に防止するためには、組織的な事務処理体制の確立及び進行管理の徹底が必要不可欠であり、これにより適正な保護決定を行うことにより、適用事例を縮減していくことが、実施機関の事務負担の軽減につながるものでもある。

については、査察指導員等による保護決定におけるケース審査の徹底や進行管理、さらには定期的な内部点検の実施等により、適正な保護決定が行われる組織体制が構築されているか等、管内実施機関の状況を把握の上、的確な指導をお願いする。

イ 経理事務の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金・徴収金の管理、現業員等の現金の取扱い手順や決裁権者等を明確にした事務処理規程等が整備されておらず、経理事務に係る不正事案の未然防止の観点から、現行の事務処理に脆弱性があることが認められている。

また、窓口払いの縮減については、本庁による管内実施機関に対する指導の結果、多くの実施機関において縮減に向けた取組がなされている状況であるが、一方で、縮減が不十分である、窓口払いとする理由が不適切であるなど、改善の余地がある実施機関も存在する。

事故・不正事案発生防止の観点からも、これらの点について管内実施機関におけ

る取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要であることを十分に認識の上、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成 21 年 3 月 9 日社援保発第 0309001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、保護担当と経理担当の事務の分離や決裁権者等について規程どおり運用されているか、内部牽制が有効に機能しているか等を点検するとともに、生活保護費の支給方法について、窓口払いとしている理由の精査を行い、窓口払いの解消に向けた取組がなされているか等、管内実施機関に対する指導の徹底をお願いする。

ウ 適時適切な保護の変更決定に係る進行管理について

監査の結果、一部の実施機関において、一時扶助に係る申請書について文書管理簿等が整備されていない、または活用が不十分であることにより、申請処理に係る組織的な管理体制に脆弱性があることが認められている。

保護の変更決定漏れや決定遅延等について、現業員等による事務懈怠事案の発生防止の観点からも、保護申請書受理簿等の整備や申請書類の保管方法のルール化、申請処理に係る職階毎の役割や責任の明確化による重層的なチェック体制の構築等について指導をお願いする。

(3) 不正受給等の防止に向けた取組について

ア 適切な収入の把握について

監査の結果、一部の実施機関において、資産申告書や収入申告書の定期的な徴取がなされていない事例が認められている。

適切な保護の決定実施を行うためには、被保護世帯に対し、収入申告の必要性や届出義務について周知する必要があるとともに、資産・収入等の状況を把握する必要があるので、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）Ⅰの 2 及び 3 を踏まえ、届出義務の遵守及び収入申告等の徴取が確実に行われるよう、指導の徹底をお願いする。

イ 課税調査の徹底について

課税調査については、本庁による管内実施機関に対する指導の結果、多くの実施機関において適正な調査の実施が図られてきているところであるが、監査の結果、一部の実施機関において、調査時点において保護廃止となっている者など、前年（調査対象期間）中に保護を受けていた者全員に対して調査を実施していない状況が認められている。

また、調査の結果、継続した収入があることが判明した場合に、当該収入について8月分の保護費に反映できていない事例及び法第78条の適用処理が当該年度内に行われていない事例が認められている。

課税調査は、法第78条適用事例の発見契機の多くを占めているなど、不正受給の防止及び早期発見のために有効なものであるので、局長通知第12の3及び「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、確実に実施するよう、指導の徹底をお願いします。

（4）面接相談について

監査において、保護申請に至らなかった面接記録票を抽出して検討しているところであるが、一部の実施機関においては、記録の内容が乏しいなどのため、相談者の申請意思や急迫状況、相談者からの相談内容やそれに対する助言内容、申請に至らなかった経緯等が不明確であるなど、適切な面接相談が実施されたかの確認ができない状況が認められているところである。

面接記録票への相談内容等の記録は、面接相談が適切に実施されたかなど、事後の検証に必要であることから、適切な面接相談を行うとともに、その内容について確実に記録するよう指導をお願いします。

また、一部の実施機関において、面接相談の際に活用する「保護のしおり」の内容について、申請権の侵害につながる恐れのある表現が含まれているものが認められている。

本庁の監査においては、面接相談の内容検討のみならず、面接相談の具体的な手順や申請に至るまでの役割分担を確認するとともに、相談者へ交付ないし提示する書面等を含めた関係書類を十分確認して問題点を把握の上、具体的な指導をお願いします。

4 生活保護法施行事務監査事項について

監査の実施に当たっては、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知）の別紙「生活保護法施行事務監査事項」に基づき適切に実施するようお願いする。

なお、当該監査事項については、局長通知の改正等を踏まえ改正することとしているが、今年度においては構成の変更等も含めた改正を検討しているところであり、詳細については、追ってお示しするので了知されたい。

また、平成 31 年度監査の実施に当たって、前記重点事項に加え、特に留意すべき事項については、次のとおりである。

（1）保護廃止について

ア 「辞退届」の提出による廃止について

監査の結果、一部の実施機関において、「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて、転出等により実施責任がなくなることをもって保護廃止となるケースについて「辞退届」の提出による廃止としている事例、収入の増加等により要否判定を行えば保護「否」となるにもかかわらず「辞退届」の提出により保護廃止している事例等の不適切な取扱いが認められた。

また、ケース診断会議に諮るなど組織的な検討が十分に行われていない事例も認められているところである。

については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 10 の 12－3 に基づき、不要な「辞退届」の提出を根拠とした廃止をしていないか、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか等について、ケース診断会議に諮るなど組織的に検討するよう指導の徹底をお願いする。

イ 指導指示違反による廃止について

監査の結果、一部の実施機関において、指導指示違反による保護廃止の取扱いについて、ケース診断会議に諮るなど組織的な検討が十分に行われていない事例、法第 62 条第 4 項に基づく弁明の機会を付与することなく保護廃止している事例等、

指導指示書が対象者に送達されていない等、不適切な取扱いが認められている。

については、法第 27 条に基づく指導指示の内容及び法第 62 条第 3 項に基づく保護の変更、停止又は廃止に至る過程が適切であるか、組織的な検討がなされているか等について、指導の徹底をお願いします。

ウ 生活困窮者自立支援法との連携について

平成 30 年の法改正においては、法第 26 条の規定により保護を廃止する場合で、廃止される者が生活困窮者に該当する場合は、生活困窮者自立支援法に基づく事業や給付金についての情報提供や助言等適切な措置を講じる努力義務規定を設け、生活保護制度と生活困窮者自立支援法の連携を強化したところである。

については、法改正の趣旨に沿った対応がなされるよう、適切な指導をお願いします。

(2) 他法他施策の活用について

監査におけるケース検討の結果、一部の実施機関において、各種年金や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）をはじめ福祉各法における給付等の活用がなされていない事例が認められている。

年金制度等の他法他施策は、法における補足性の原理から、その種類や活用の可能性等により、生活保護の要件、又は保護に優先して行われるものであり、保護決定上の基本的事項である。

他法他施策の活用を適切に実施するため、「年金加入状況管理進行表」、「資産（不動産）保有台帳（一覧）」、「自立支援給付等該当可能性確認台帳」等の整備が図られているところであるが、一部の実施機関において十分に活用されていない状況も認められるので、台帳等の活用状況及び関係機関等との連携状況を含め、他法他施策の活用を徹底するよう指導をお願いします。

(3) 扶養能力調査の徹底について

監査におけるケース検討の結果、一部の実施機関において、要保護者からの申告や戸籍謄本などにより把握した扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する等の方法により、扶養の可能性が調査されていない事例、重点的扶養能力調査対象者であるかの判断が不十分な事例、重点的扶養能力調査対象者について、実地調査又は文書照会未回答者に対する再照会が行われていない事例等、扶

養能力調査の取扱いに係る課題が認められている。

については、局長通知第5及び課長通知第5の1から5までに基づき、扶養能力調査を徹底するよう指導をお願いします。

(4) 法第63条適用の取扱いについて

監査におけるケース検討の結果、一部の実施機関において、法第63条に基づく費用返還が生じた世帯に対する自立更生のための控除（以下「自立更生費」という。）の適用に関して不適切な取扱いが認められた。

法第63条の適用に当たっては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、自立更生費の取扱いについて、局長通知第8の2の（4）及び課長通知第8の40に基づき、個々の事案ごとの客観的な事実をもってケース診断会議に諮るなど組織的かつ厳正に審査する必要があるので、管内実施機関に対する指導をお願いします。

(5) 査察指導機能の充実強化について

監査におけるケース検討の結果、生活保護制度の適正な運営のための基本的事項に多くの課題や問題点が認められているが、これらの課題等についての的確に改善を図っていくためには、現業事務に対する査察指導員による個々のケースへの指導援助の状況把握や進行管理及び現業員への的確な指導が必要である。

課題等が多い実施機関における査察指導の実施状況を確認すると、計画に沿った訪問の実施について適時適切な指導が行われていない、ケース記録の速やかな回付による適時適切なケース審査や査察指導が行われていない、現業員に対する指示事項や事後の措置状況が管理されていない等の課題が認められ、査察指導員によるケース審査が的確に行われていない、現業員への指示事項に係る進行管理が徹底されていない、査察指導台帳等の整備又は活用が不十分である等、査察指導機能に課題があり、これが課題や問題点の発生不適切な取扱いの要因となっていると思料される。

については、各実施機関における査察指導の実施状況を十分に確認の上、所長、課長等による指揮監督の状況も含め、組織的な運営管理が行われるよう指導の徹底をお願いします。

(6) 実施体制の整備について

適正な保護の決定実施や被保護世帯に対する指導援助を的確に行い、生活保護制度の適正な運営を確保するためには、現業員の配置等、実施体制の整備が必要であるが、監査の結果、多くの実施機関において、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 16 条に定める標準数に対して現業員の不足が生じているところであり、また、査察指導体制の整備が必要な状況も認められている。

監査の結果明らかになる制度運営上の課題や問題点について、的確に改善を図っていくためには、実施体制の整備が必要であるという視点に立ち、管内実施機関に対する指導をお願いします。

また、社会福祉法第 15 条第 6 項において、現業員等は社会福祉主事でなければならないと規定されているため、社会福祉主事有資格者を配置するとともに、現に社会福祉主事資格を有しない者については、社会福祉主事資格認定通信課程を受講する等により同資格を取得するよう指導しているところであるが、一部の実施機関において、有資格者の配置がなされていない状況が認められているので、当該実施機関に対する指導の徹底をお願いします。

なお、厚生労働省が社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院（以下「中央福祉学院」という。）に委託している社会福祉主事資格認定通信課程（公務員課程）については、受講の申込みに際し、人事異動等の理由により申込書提出期限に間に合わない者もいるという意見があることも踏まえ、平成 31 年度において、以下のとおり申込書提出期限を定めたので、管内実施機関への周知徹底をお願いします。なお、当該期限を過ぎても追加の申込みの調整も可能としているところであるので、積極的な受講をお願いします。（別添通知（P14・15）参照）

※申込書提出期限

- ・受講者から都道府県等社会福祉研修主管部（局）

平成 30 年度		平成 31 年度
4 月 3 日（火）	→	4 月 9 日（火）

- ・都道府県等社会福祉研修主管部（局）から中央福祉学院

平成 30 年度		平成 31 年度
4 月 10 日（火）	→	4 月 15 日（月）

5 事件・事故に係る報告の徹底について

被保護者による不正受給事案や現業員等による不正等事案が発生した場合については、「不正受給事案や現業員等による不正等が発生した際における速やかな報告等について」（平成 24 年 10 月 23 日社援自発 1023 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室長通知）により速やかな報告をお願いしているところであるが、本年度においても、当省への報告が遅延する事案があったところである。

この報告は、国と本庁とが、実施機関等における各種事案について迅速に情報共有を行うことで、当該事案に係る速やかな是正措置及び再発防止に向けた取組につなげるためのものであるので、改めて通知の趣旨を徹底し、速やかな報告をお願いする。（別添資料（P16～19）参照）

《県・市名》社会福祉研修主管部(局)長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
中 央 福 祉 学 院
学 監 野 崎 吉 康
(公印略)

2019 年度 社会福祉主事資格認定通信課程(公務員課程)
受講案内の送付と受講希望者のとりまとめについて(依頼)

本学院の研修事業につきましては、日頃より特段のご高配を賜り深謝申しあげます。

さて、厚生労働省の委託を受け、2019 年度標記通信課程を下記および別添受講案内のとおり実施することとなりました。

つきましては、諸事ご多忙の折、誠に恐縮ですが、周知用「受講案内」を別便にて送付いたしますので、貴県(市)内の福祉事務所、児童・婦人・更生等の各相談所、市・区役所、町村役場および社会福祉施設(公立公営)など関係先への周知と受講希望者のとりまとめについてご協力賜りますようお願いいたします。

なお、標記通信課程を含め、2019 年度における厚生労働省委託研修の実施につきましては、別途厚生労働省から通知されますことを申し添えます。

記

1. 受講対象

- 都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者。
- 社会福祉協議会や社会福祉事業団などの民間団体・施設等に出向している公務員および公立福祉施設職員(一部事務組合職員を含む)も対象とします。
- 国立施設等の職員(国家公務員)につきましては、本学院において直接受け付けいたします。

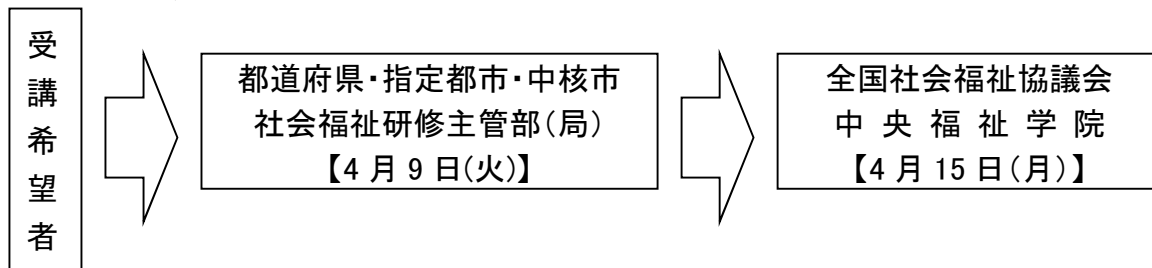
2. 受講定員 2,000 名

3. 受講期間 2019 年 4 月 1 日より 1 年間

4. 受講料 68,900 円

*受講料は受講決定時に送付いたします所定の用紙によりお支払いいただきます。

5. 申込書提出期限



* 受講開始日(6月1日)までに選考結果および教材発送等の手続きを完了するために、上記提出期限を厳守してくださいようお願いいたします。

* なお、申込書提出期限後に人事異動等の理由により追加の受講希望があった場合は、当学院にご一報ください。提出期限について調整させていただきます。この場合は速やかに追加申込書を提出くださいますようお願いいたします。

6. 受講案内の送付部数

《部数》部 (別便で2月19日(予定)に本学院より発送いたします)

* 原則として、社会福祉関係行政機関数、市区町村数、公立施設数等をもとに算定しております。

受講案内および申込書のPDFデータは、本学院ホームページからダウンロードすることができます。会員専用ページ「社会福祉研修主管部(局)専用ページ」に掲載をしておりますのでご利用ください(要パスワード)。

ホームページURL	http://www.gakuin.gr.jp/member/course7288.html
パスワード	kenshu472054

7. 「受講希望者連名簿(別添様式1)」の作成

(1) 受講申込書のとりまとめに際し、別添様式1のとおり受講希望者連名簿をご作成ください。

入力用の受講希望者連名簿様式データは、受講案内と同様に上記の本学院会員専用ページに掲載をしております。

(2) 受講希望者連名簿は下記のとおりお願いいたします。

- 勤務先別に連記してください。
- 連名簿の記載順位は、選考にあたっての優先順位ではありません。

(3) 受講申込書のとりまとめにあたり、以下の点にご留意ください。

- 受講申込書の記入漏れ、記載事項の誤りがないかご確認をお願いいたします。
- 記載内容に不備がみられる場合は申し込みの受付はできません。
- 都道府県市を經由せず、受講希望者より本学院に申込書を直接送付された場合の申し込みは無効となります。
- 受講申込者がいない場合、受講希望者連名簿の作成は不要ですが、行き違いを防ぐため、お手数でもご一報くださいますようお願いいたします。

8. 本件に関する連絡・お問い合わせ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院 (担当:伊藤、古橋)

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

TEL 046-858-1355 / FAX 046-858-1356 / URL <http://www.gakuin.gr.jp/>



社援自発1023第1号

平成24年10月23日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

自立推進・指導監査室



不正受給事案や現業員等による不正等が
発生した際における速やかな報告等について

生活保護の適正実施につきましては、平素より格別のご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、被保護者による不正受給や現業員等による生活保護費の詐取等の不正の未然防止等を図り、生活保護の適正実施を推進する観点から、それぞれの該当事案発生時における厚生労働省への速やかな報告等について、関連通知等においてお願いしているところです。

しかしながら、依然として、これら通知の趣旨が徹底されず、事案発生（確認）から厚生労働省への報告までに著しい長期間を要した上、その間、該当実施機関における実態の解明・把握や、当該自治体内における再発防止策の検討等に関して極めて不十分な対応しか行われていなかった事案などが見られています。

悪質な不正受給事案や現業員等による不正等は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであり、万一こうした事案が発生した場合には、早急に、保護の実施機関、都道府県・指定都市本庁と厚生労働省とが情報を共有の上、迅速かつ適切な対応を図る必要があります。特に、現業員等による詐取、領得、事務け怠等については、早急に、該当実施機関において、①関係する被保護世帯に対する適正な保護の決定実施を確保して正常化を図り、②発生要因を含む事案の全貌を明らかにして、③実効性ある再発防止策を構築し、生活保護行政に対する国民の信頼を確保する必要があります。

ついては、次の点を踏まえ、不正受給事案や現業員等による不正等事案が発生した際における、厚生労働省への迅速な報告を確実に行うよう、管内実施機関への徹底をお願いします。

記

1 被保護者による不正受給事案について

告訴・告発を行った事案や、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、「生活保護の適正実施の推進について」（昭和56年11月17日付社保第123号厚生省社会局保護・監査指導課長連名通知）の2の（4）、（5）に基づき、その概要、対応方針等について速やかに情報提供するとともに、必要に応じて技術的助言を求めること。

2 現業員等による不正等事案について

現業員等による詐取等の不正事案が生じた場合は、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日付社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の2の（1）、（2）の別添1及び別添2により速やかに報告すること。なお、現業員等による事務け怠事案については、懲戒処分を受けたものについて報告を求めているところであるが、今後にあつては、自治体人事当局が懲戒処分を検討する対象とした事案や、保護費の過大・過小支給の判明に伴って国庫負担金の再精算を要する可能性が高い事案、都道府県・指定都市本庁が特別監査の対象とした事案、報道や議会等で問題となることが予想される事案などについても、当該事案の発生が確認された段階で、事案の概要、対応方針等について速やかに情報提供いただくとともに、必要に応じて技術的助言を求めることとされたい。（懲戒処分を受けたものに係る報告は従来のとおり。）

(別添1)

生活保護に係る不正事案報告書 (1)

福祉事務所名				作成年月日：平成 年 月 日
不正行為者氏名		官職名		
不正行為者の 所属部署名		在職 期間	平成 年 月 日～ 年 月 日	
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
不正行為に係る 事実の詳細				
不正行為の発生 原因 (具体的、詳細 に)				
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日		平成 年 月 日		

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。

(別添2)

生活保護に係る不正事案報告書 (2)

福祉事務所名				作成年月日：平成 年 月 日		
不正行為者氏名		官職名				
不正行為者の所属部署名		在職期間	平成 年 月 日～ 年 月 日			
不正行為金額	円	不正行為期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
不正行為に係る事実の詳細						
不正行為の発生原因 (具体的、詳細に)						
都道府県・指定都市(本庁)への報告年月日：平成 年 月 日						
不正行為発覚後の処置(損害額の確定方法等)						
不正行為金額に係る国庫負担金の精算処理状況(予定を含む)						
実施機関が講じた再発防止策の概要(具体的、詳細に)						
懲戒処分等、刑事・民事訴訟について						
懲戒処分等	有・無	処分内容				
刑事訴訟	有・無	訴訟内容				
民事訴訟	有・無	訴訟内容				
備 考						

上記記入欄は適宜変更して、具体的かつ詳細に記述すること。

第2 保護施設に対する指導監査について

保護施設の適切な運営実施の推進と入所者及び利用者（以下「入所者」という。）の処遇の確保のため、保護施設に対する都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う指導監査の果たす役割は、極めて重要である。

昨年度の指導監査の結果を見ると、入所者預り金の出金の際に入所者から領収印をもらっていない事例（入所者預り金の管理及び取扱いが不適切）、深夜業務に従事する職員の健康診断が定期的に行われていない事例（職員の健康診断が不十分）、出納職員による会計責任者への現金出納終了後の報告が適切になされていない事例（会計事務処理が不適正）、経理規定に基づいて契約書が作成されていない事例（契約の取扱いが不適切）、緊急対応（事故対応）マニュアルが利用者の現状に合っていない事例（災害事故防止対策が不十分）など、入所者及び職員の処遇や施設の運営管理等の面で問題が見受けられたところである。こうした状況を踏まえ、保護施設に対する指導監査の実施に当たっては、次の点に留意の上、「生活保護法保護施設指導監査要綱」（平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知）に基づき実施されたい。

1 入所者の自立支援に重点をおいた指導監査の実施について

入所者に対する適切な処遇が行われるよう、基準が確保されていることはもとより、

- ① 入所者の意向を尊重した上で適切な処遇計画が策定されているか
- ② 居宅生活への移行や他法の専門的施設での受け入れについて検討されているか
- ③ 実施機関や家族との連携が図られているか
- ④ 処遇計画について適宜必要な見直しが行われているか
- ⑤ 入所者への虐待の防止について適切に対応が行われているか

に重点をおいた指導監査を実施することにより、入所者の自立支援に向けた取組が一層推進されるよう指導をお願いします。

2 保護施設の運営に係る適正実施の確保について

（1）保護施設の適正な運営の確保

入所者処遇を図るための必要な職員の確保のほか、適正な会計及び契約事務の処理、内部牽制体制の確立、衛生管理や感染症対策の徹底等について指導をお願いします。

また、入所者からの預り金を管理している保護施設については、事故・不正事案発生防止の観点からその適切な管理についても指導をお願いします。

なお、職員の処遇については、有用な人材の確保及びその定着化を図るため、適切

な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生の実施等について指導をお願いします。

(2) 防災対策の強化について

平成 28 年の台風 10 号に伴う水害により、高齢者施設において多数の死者が出るという大変痛ましい事態が発生したことを踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府)が平成 29 年 1 月に一部改正された。これを受け、同年 3 月末に「生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について」(平成 24 年 3 月 26 日社援発 0326 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知別添)(以下「保護施設監査指導事項」という。)の改正を行い、実行性のある避難計画や確実な避難訓練が行われるよう指導・助言を依頼したところである。

また、平成 29 年 5 月には、「水防法」(昭和 24 年法律第 193 号)及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)の一部が改正され、市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者(以下「管理者等」という。)に対し、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画(以下「避難確保計画」という。)の作成、訓練の実施が義務づけられたところである。これに伴い、これまで管理者等が「救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 18 号)に基づき作成した非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)の記載内容が、水防法等に基づく避難確保計画の規定を満たしているか確認するための参考として、平成 29 年 6 月に「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」(国土交通省・厚生労働省の共同作成)を通知したところである。

平成 30 年度も西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨により甚大な被害があった「平成 30 年 7 月豪雨」をはじめ、台風 21 号、24 号による暴風雨、高潮等により、多くの地域で水害による浸水被害等が発生したところである。こうした現状を踏まえ、多くの要配慮者が入所する救護施設等における日頃からの防災対策への取組は、人的被害の未然防止の観点からも非常に重要であることから、都道府県等においては、所管する保護施設の指導監査を実施するにあたり、「保護施設監査指導事項」と併せて本点検マニュアルを活用し、関係部局及び管内市町村と連携し、保護施設の非常災害対策計画の点検を適切かつ確実に行われるようお願いする。

(参考1)「保護施設監査指導事項」抜粋

○主眼事項

3. 防災対策の充実 強化

○着 眼 点

防災対策について、その充実強化に努めているか。

ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。

イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。

ウ 非常食等の必要な物資が確保されているか。

エ 救護施設等が定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。

また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）。

オ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか（施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか。）。

【具体的な項目例】

- ・救護施設等の立地条件（地形 等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・関係機関との連携体制

カ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。

また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。

キ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。

ク 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。

なお、前年度又は当該年度において、消防法関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。

(参考2)「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」等を掲載しているホームページ

(水害関係)

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

(土砂災害関係)

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

3 事件・事故に係る報告の徹底について

保護施設において、職員による入所者への虐待等の問題が確認された場合や職員による不正が確認された場合など事件・事故が発生した場合には、速やかにこれを都道府県等に報告するよう管内保護施設に対して指導をお願いします。

また、報告を受けた都道府県等は、当該事案の概要、対応方針等を速やかに国へ報告することとし、報告に際しては、その時点で判明している事実関係や今後の見込み等について速報されるとともに、詳細な内容が判明次第、逐次具体的な報告をお願いします。

第3 平成31年度生活保護指導監査委託費等について

1 生活保護指導監査委託費について

生活保護指導監査委託費については、本庁の指導監査体制を整備し、管内実施機関に対する指導監査を通じて適正な保護の実施を目的として、都道府県及び政令指定都市が設置した生活保護指導職員に係る経費を補助している。

また、国庫補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し（平成27年度～31年度／32人の定員合理化）を行う予定である。

平成31年度においては、全国で6人の定員合理化を予定しているので、格段の御理解と御協力をお願いする。

なお、平成31年度予算（案）において補助単価の積算基礎となる支出対象経費の見直しを行い、補助単価の増額を予定しているので、補助申請の際は御留意願いたい。

	平成30年度 当初予算額	平成31年度 予算額（案）	備 考
生活保護指導監査委託費	1,917,757 千円	1,973,782 千円	・定員合理化計画 (H30')295人 → (H31')289人

2 都道府県等による生活保護業務支援事業について

近年の生活保護受給世帯の増加や、様々な課題を抱える世帯に対する適切な支援の実施など、ケースワーカー1人当たりの業務負担は大きい状況にある。また、職員の増配置等により、生活保護行政の経験が無いケースワーカー等が配属される場合もあるなど、福祉事務所における保護の実施水準及び職員の質の確保は喫緊の課題となっている。

また、平成30年の法改正では、都道府県が保護の実施等に関する事務を適正に実施するため、管内の福祉事務所に対する助言やその他の援助を行う責務規定が盛り込まれたところである。

こうした課題や制度見直しの動きに鑑み、平成30年度予算から、都道府県等が広域的な立場から管内福祉事務所の生活保護関係職員に対して、監査とは別に業務支援を行う事業として、「都道府県等による生活保護業務支援事業」を創設したところであり、管内福祉事務所の保護の実施水準の向上や人材育成の一翼を担う事業として活用されているところである。引き続き、都道府県等においては、本事業を積極的に活用し、管内福祉事務所の保護の実施水準及び職員の質の向上に努められたい。

○都道府県等による生活保護業務支援事業の概要

1 目的

本事業は、都道府県等が管内福祉事務所に対して、広域的な立場から、生活保護関係職員に対する巡回指導や人材育成等の取組を実施することにより、福祉事務所の実施水準及び質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

都道府県、指定都市

3 事業内容（①～③の全ての事業実施が補助要件）

① 管内福祉事務所に対する巡回指導事業

管内福祉事務所への定期的巡回による、ケースワーカー等からの相談に対する助言指導

② 新任ケースワーカーを対象とした研修事業

概ね経験年数2年未満のケースワーカーを対象にした研修の実施

③ 管内福祉事務所への優良事例等の横展開事業

業務を遂行する上で参考となる取組事例等（例：面接記録票など各種書式、各種支援のマニュアルや取組等の好事例など）の情報収集及び管内福祉事務所に対する情報共有

※ 上記①～③の事業に加え、法的な専門知識等を要する相談に対応するための体制整備、新任ケースワーカー以外の生活保護関係職員を対象とした研修、既存のシステムのネットワークを活用した研修を実施した場合も補助の対象とする。

4 国庫補助標準額（1自治体あたり）

7,500 千円

5 補助率

国 3 / 4 都道府県・指定都市 1 / 4

3 体制整備強化事業の国庫補助協議について

本事業は、面接相談業務の一部について、専門的知識を有する者を雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施機関における体制整備の強化を図ることを目的としている。

一方、平成27年度より、生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者に対する相談支援等を行う「自立相談支援事業」が必須事業化され、生活困窮者への相談体制が整備されたところである。

本事業及び自立相談支援事業の実施方法等は、地域の実情に応じ自治体ごとに様々であり、例えば、切れ目の無い支援を提供するため、生活困窮者に対する相談及び生活保護の相談を総合的、一体的に提供している場合もある。このような場合には、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（自立相談支援事業）の活用が可能な場合も考えられるので、国庫補助協議に当たり不明な点等があれば、適宜照会願いたい。

連 絡 事 項

1 国が実施する監査計画について

平成 31 年度においても、全ての都道府県及び政令指定都市に対して監査を実施することとしている。

具体的な監査計画については、追って示すこととするが、基本的な考え方は以下のとおりである。

- (1) 原則として、都道府県・政令指定都市本庁及び管内実施機関を選定して監査を実施する。(一般監査)
- (2) 一般監査においては、従来通りの 5 日間を基本とするが、対象実施機関の規模等を勘案して期間を短縮又は延長することがある。
- (3) 一部の都道府県・政令指定都市については、本庁のみの監査を実施する。
- (4) 本年度の監査の状況を踏まえ、一部の都道府県・政令指定都市について、一般監査だけでなく、事前のヒアリングや確認監査の実施等により、各自治体の課題の解消に向けた重点的な指導を行う。

2 監査対象実施機関の選定について

一般監査における実施機関の選定に当たっては、各本庁と協議の上決定することとしているが、選定に当たっての基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・ 直近又は過去の監査等において課題が多い実施機関
- ・ 複数年にわたり同一の課題や問題点が改善されない実施機関
- ・ 管内において基幹的位置付けにある実施機関
- ・ 管内の保護動向に及ぼす影響が大きい実施機関

なお、対象実施機関の選定のための資料の提出について、追って連絡するので了知されたい

3 平成 31 年度監査の実施に当たってのヒアリングについて

本年度の国の監査結果等を踏まえ、一部の本庁に対して、下記 4 の会議日程の前後（4 月 22 日（月）～25 日（木）のうち会議開催期間中を除く。）において、平成 30 年度監査の是正改善状況の確認、平成 31 年度監査方針等について、ヒアリングを実施する予定である。

対象とする本庁については、追って連絡する。また、具体的な日程については、当該連絡の際に協議・調整するので了知されたい。

4 生活保護指導職員会議について

国及び本庁の監査を効果的に実施するため、監査の重点事項、監査手法、過去の監査における課題・問題点及びその改善方策等について、国の監査官等と本庁の監査担当者との認識を一にすることを目的として、下記により会議を開催する予定である。

各本庁においては、監査班長及び監査担当職員等、監査の中核を担っている職員の派遣をお願いする。

○生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

開催日：平成31年4月23日（火）・24日（水）

開催場所：東京都内

内容案：指導監査の意義・目的

指導監査の実施について（指導監査のPDCA）

平成30年度監査で認められた課題や問題点の内容と対応

監査等の実施に係る意見交換 等

5 査察指導機能の充実強化を目的とした研修会等の開催について

実施機関において査察指導を担う職員の中には生活保護業務の経験がない職員もいることから、研修等の充実に努めることが必要である。

平成31年度においても、査察指導機能の充実強化に資することを目的として、各実施機関の査察指導員等を対象として、研修会等の開催を予定しているので、関係職員の派遣について格段の配慮をお願いする。

なお、本庁においても、国の実施する研修資料等を活用するなど、研修等の充実に努められたい。

（1）新任査察指導員研修会

目的：保護の実施機関の新任査察指導員等を対象に、生活保護の基礎知識と査察指導員としての業務の基本についての講義や参加者相互の意見交換により、業務遂行能力の向上を目指す。

対象者：実施機関の現業事務経験のない生活保護査察指導員等

開催時期：（元号）元年5月15日（水）～17日（金）（予定）

開催場所：東京都内

内容案：生活保護制度の概要

組織における査察指導員の役割

生活保護におけるスーパービジョン（技術論）
査察指導業務に係る事例報告
グループワーク・意見交換 等

（２）全国生活保護査察指導に関する研究協議会

目 的： 生活保護をめぐる状況や問題を踏まえて、求められる査察指導機能や組織的運営管理について研究協議及び意見交換等を行い、生活保護査察指導員等の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に資することを目的とする。

対 象 者： 原則、次に該当する者で都道府県・政令指定都市が推薦する者
生活保護の査察指導員及び担当課長等であつて、２年以上の経験年数を有するとともに査察指導に関して中心的役割を担う者

開催時期： （元号）元年８月下旬（３日間の予定）

開催場所： 東京都内

内 容 案： 査察指導の重要性

生活保護におけるスーパービジョン（技術論）

事例報告

研究協議（特定事項を示し、研究協議を実施）